

令和6年11月1日
教育委員会事務局

世田谷区学校施設包括管理業務委託実施方針（案）について

（付議の要旨）

学校施設における包括管理業務委託の導入に関する実施方針（案）を取りまとめたので決定する。

1 主旨

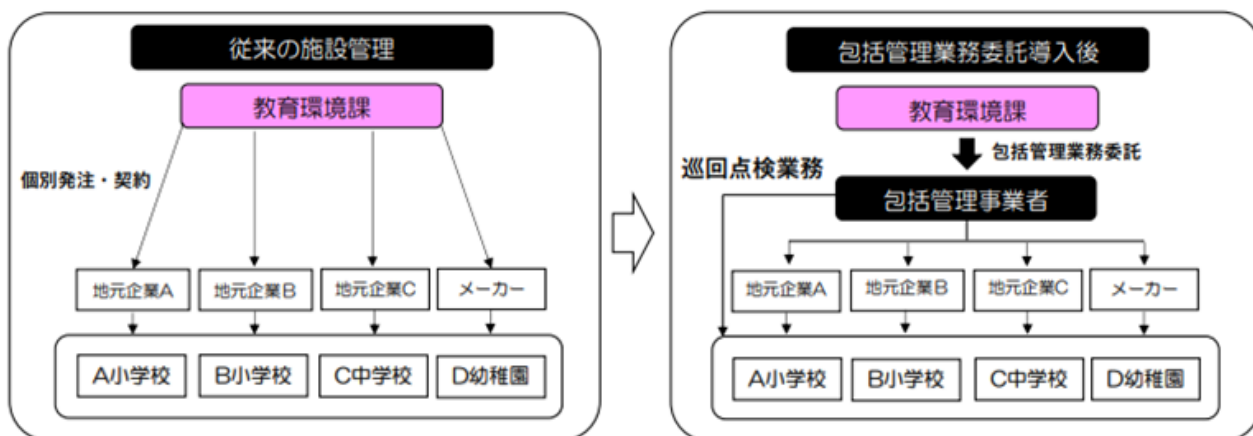
学校施設は、子どもたちの学習活動の場であることを第一に、地域住民の学習、文化、スポーツ活動の場であり、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設である。そのため、全ての施設利用者が安全・安心に過ごせるよう、常に良好な状態を維持・保全するとともに、改築等による更新を進める必要がある。

昨今の技術職員を中心とした人材不足の下、学校の改築や長寿命化、周期的な改修、新たな課題等に対応し、計画的に推進するとともに、適切な維持管理を継続するため、維持管理・保全点検及び修繕業務の一部を包括管理事業者に業務委託し、教育環境課の業務の効率化及び負担軽減を図る。

2 世田谷区学校施設包括管理業務委託の概要

（1）業務委託の方針

これまで教育環境課が個別に発注していた業務について、複数の公共施設の維持管理業務（設備保守点検や清掃業務、日常修繕業務など）における技術的なノウハウや専門知識を有する包括管理事業者に包括的に委託する。



包括管理事業者がすべての業務を実施するのではなく、包括管理事業者が総合的に業務を管理し、地域経済の活性化や区内事業者育成の観点から、区内事業者へ再委託することを前提とする。メーカー発注等それによりがたい場合は、区外事業者に再委託する。

再委託にあたっては、現在の直接契約と同等の水準（発注件数と発注金額）を基準とした区内事業者の活用率を設定する。モニタリングによって発注等の履行状況を適宜確認し、区内事業者の受注機会の確保に努める。

施設の修繕業務や保守管理・点検業務等の直接的な経費とは別枠で、マネジメントを担う包括管理事業者に、発注・監督業務や管理システムの導入等に係る経費として、マネジメント費を支払う。

(2) 対象業務委託の範囲

現 状

教育環境課 施設維持管理等に関する業務項目

- 改築等
- 改修(500万円以上)
- 廃棄物処理業務
- 不具合通知対応
- 修繕業務(130万超～500万未満)
- 修繕業務(130万以下)
- 小破修繕(50万以下)
- 各種保守
建築設備(建築物、自動ドア)
電気設備(発電機、通報装置)
防災設備(消防・防火設備、避難器具)
空調設備(空調、GHP、全熱交換機)
昇降機(EV、小荷物昇降機)
- 清掃(貯水槽、雨水槽、側溝など)
- 植栽剪定・伐採
- 建築物・建築設備定期点検
- 環境衛生(衛生管理・害虫駆除)
- 遊具点検

委託後

教育環境課 施設維持管理等に関する業務項目

- 改築等
- 改修(500万円以上)
- 包括管理業務に含めない業務(廃棄物処理等)
- 包括管理業務委託(委託、モニタリング等)

委託先

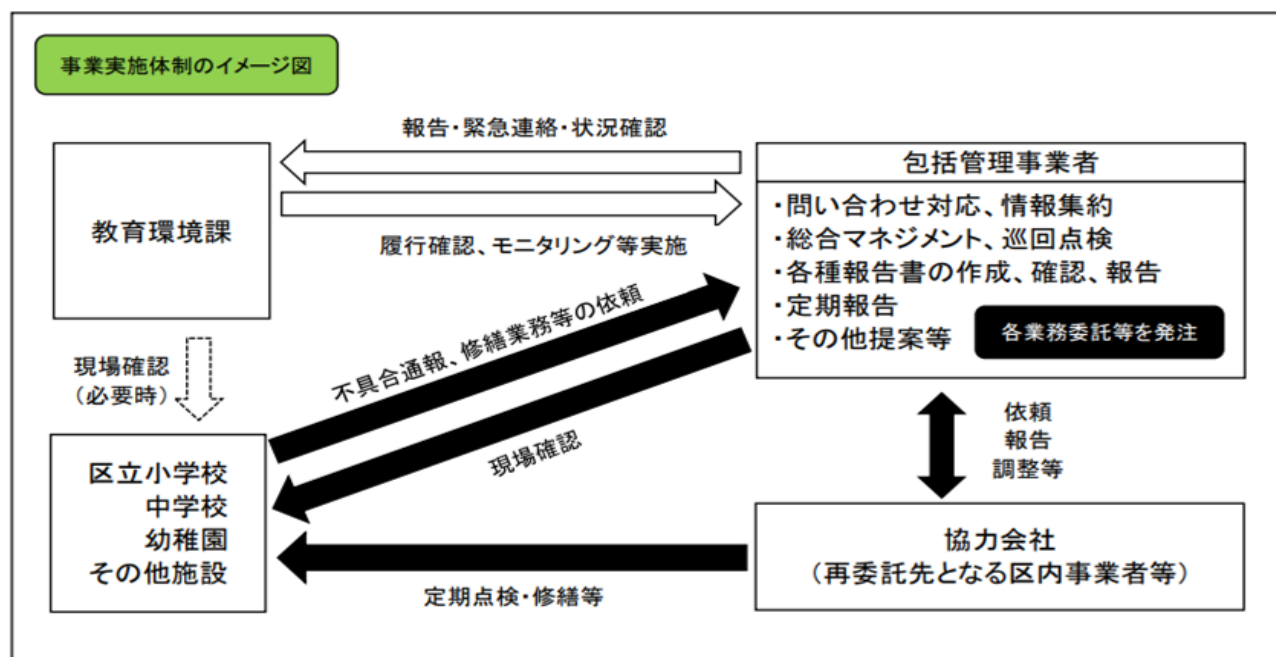
- 既存の維持管理等に関する事務
- 不具合対応等の機能強化(コールセンター設置)
- マネジメント業務
- 巡回点検
- マニュアル整理
- 管理システム等ノウハウの提供
- 各施設調書(データ)の作成
- 区内事業者の育成支援
- その他(追加提案業務)

※学校が発注する修繕は、包括管理業務に含まない。

包括管理業務委託の範囲（令和4年度実績）

区分		件数(件)	発注先	発注例	金額
改築		3	主に区内事業者	改築、一部改築 池之上小、八幡中、瀬田小	約14億
改修	500万円以上の改修工事	約60	区内事業者	クラス増、内部改修、耐震補強、 トイレ改修、空調更新、校庭整備等	約26億
修繕	500万円未満の修繕工事	約530	区内事業者	小規模改修、トイレリモデル、 空調一部修繕等	約4億
保守	随意契約以外	約70	区内事業者	電気、空調、建築、植栽、 駆除等	約3.5億
	随意契約	約50	メーカー(区内外事業者)	プール、自動ドア、EV等	約1.5億
その他(学校)	学校直接発注分(50万円未満)	約2,300	区内事業者	ガラス、鍵、換気扇の修繕等	約2億

包括管理業務
委託対象業務



＊ 包括管理事業者の役割

建物管理の専門ノウハウを有する職員が常駐し、業務全体を統括する。

実際の点検・修繕等の業務は、巡回やコールセンター等の業務を除き、包括管理事業者から区内事業者等へ再委託し、各事業者が担う。

(3) 対象施設

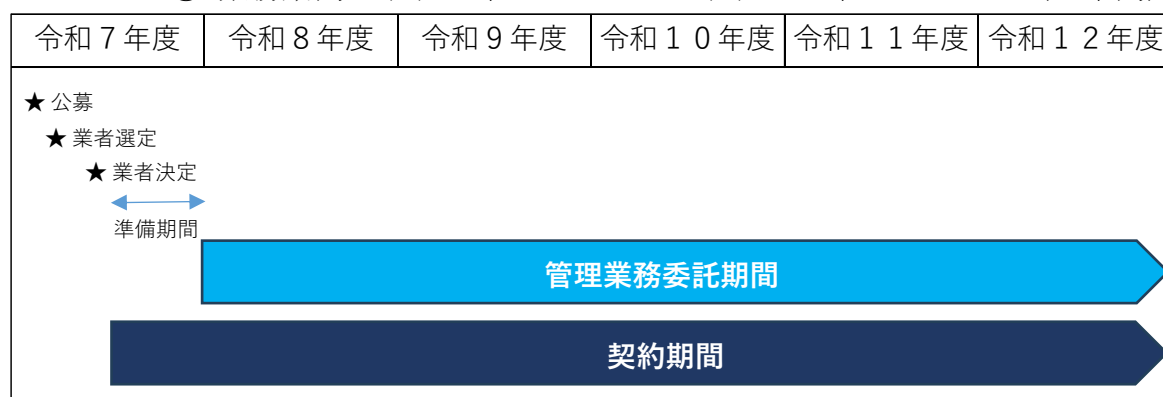
99施設 小中学校（90施設）、幼稚園（8施設）、北沢中学校第二校舎（1施設）

(4) 契約期間

契約締結日～令和13年3月31日（5.5年間）

＜内訳＞ ① 準備期間 契約締結日から令和8年3月31日（0.5年間）

② 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）



3 効果の視点

教育環境課の施設管理に携わる職員の業務負担を軽減し、学校改築や大規模改修等の業務に注力できる人員の確保が可能になる。また、包括管理事業者が専門ノウハウを活かすことで、維持管理業務のマネジメントによる保守点検・修繕業務の効率化や、定期巡回点検による建物の安全性・管理品質の向上等が見込まれる。さらに、維持管理から改築までを含めた、総合的な学校施設の管理運営強化にも繋がる。

想定効果項目	期待される効果
業務生産性の向上 (事務の効率化)	施設管理に携わる職員の業務負担を軽減し、学校改築や大規模改修等、他の専念すべき業務に注力できる。
学校施設の安全確保	各施設の劣化状態などに応じた定期的な巡回点検の実施により、施設の安全確保が向上する。 施設の長寿命化に寄与し、予防保全型メンテナンスの推進に転じることで、施設の安全性が高まる。
業務品質の平準化	施設を横断的に見ることで、仕様の統一と適切な管理が行われ、業務の平準化が可能となり、品質向上や効率化が図れる。
データの一元管理	全施設の点検や修繕等のデータを蓄積し、データの一元化・見える化により、適切に保有施設をマネジメントすることが可能になる。

4 包括管理事業者の選定手法

(1) 選定方式

事業者の選定は、価格のみならず、事業者の有する技術能力や業務実績を含め、総合的に評価する公募型プロポーザル方式で行う。提案の審査方法の詳細については、実施要領等公表時に示す。

(2) 選定委員会の設置

管理職、学校長、幼稚園長等の7名程度から構成される選定委員会を設置する。提案の審査は、選定委員会を設置し、提案内容の評価基準の作成、提案内容の審査等を行う。

(3) 提案限度額の提示

プロポーザル実施要領に示す業務内容への提案上限価格として提示予定である。業務内容の詳細を示す仕様書(案)は、プロポーザル参加事業者が、提案見積金額の算出や企画提案書作成の参考として使用され、優先交渉権者の選定後、優先交渉権者の企画提案を踏まえ、区との協議により、契約までの間に詳細を取りまとめることを想定する。

(4) プロポーザル参加条件概要

- ・包括管理業務を担う能力を有する単独事業者又は複数の事業者の共同体であること。
- ・配置予定の統括責任者が包括管理業務等の実務経験があり、契約期間中において専任専属が可能である。
- ・コールセンターの設置が可能である。
- ・業務の効率化が図れるシステムの導入が可能である。

(5) 提案書評価の視点概要

- ・業務の実施体制(人員、緊急対応、配置予定者の資格、実務経験等)
- ・公共施設の包括管理業務等の類似業務の実績
- ・地域経済への貢献(区内事業者の活用、価格の適正化、区内事業者の支援・育成等)
- ・包括管理システム(業務の効率化、汎用性、モニタリング等)
- ・その他の追加業務提案

5 概算経費

(1) 概算事業費

約 55.92 億円（準備期間：0.12 億円、管理業務委託期間：約 55.8 億円）

＜内訳＞ ① 令和 7 年度（準備期間：0.5 年間）

事業開始に伴う事前準備 約 0.12 億円

② 令和 8 年度～令和 12 年度（管理業務委託期間：5 年間）

i マネジメント業務費 約 2.16 億円（5 年間：約 10.8 億円）

ii 維持管理業務費 約 5 億円（5 年間：約 25 億円）

iii 修繕・改修業務費 約 4 億円（5 年間：約 20 億円）

(2) マネジメント業務費の割合

プロポーザル時の評価対象となるため、他自治体の事例や個別ヒアリングの結果から、維持管理業務費及び修繕・改修業務費に対し、24%程度を見込む。

(3) その他

物価上昇の取扱いについては、選定された優先交渉権者と協議の上で設定することとする。

6 学校施設包括管理業務委託後における評価・検証について

適正な業務実施と業務効果や業務効率の向上、区内事業者の活用等の状況を把握するためのモニタリング（監視・観察）を導入し、業務履行状況の確認を行う。また、教育環境課と受託事業者の 2 者で、実施内容の検証を毎月行い、必要に応じて対象施設、対象業務及び仕様等の見直しを行う。

7 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年	1 1 月	文教常任委員会報告、教育委員会報告 第 4 回建設関連事業者等との意見交換
令和 7 年	2 月	文教常任委員会報告（プロポーザルの実施） 教育委員会報告（プロポーザルの実施）
	4 月	プロポーザル公告
	8 月	プロポーザルによる事業者選定、優先交渉権者の決定
	9 月	事前準備のための契約締結、仕様書協議開始
	1 0 月	業務委託に伴う事前準備業務委託開始
	1 1 月	区内事業者向け説明会の開催
令和 8 年	4 月	学校施設包括管理業務委託開始

世田谷区学校施設包括管理業務委託実施方針（案）

1 事業概要

(1) 事業名称

世田谷区学校施設包括管理業務

(2) 事業の目的

包括管理業務委託とは、複数の公共施設の維持管理業務（設備保守点検や清掃業務、日常修繕業務など）について、技術的なノウハウや専門知識を有する民間事業者に包括的に委託することによって、効率的かつ品質の高い維持管理保全を実現するための手法である。

本業務を実施することで、民間活力の活用により保守・修繕に係る業務負荷を軽減することが可能となる。

老朽化が進む学校施設の改築及び長寿命化、周期的な改修等の事業に対する職員体制を強化し、改築や改修、維持管理を計画的に推進することを目的に、「世田谷区学校施設包括管理業務委託」を導入するものである。

(3) 背景

学校施設は、昭和 30 年代から 40 年代に集中的に校舎建設が実施されており、多くの学校施設が築 65 年の改築等の時期を迎える。そのため、「公共施設等総合管理計画一部改訂（第二期）」及び「学校施設長寿命化計画（一部改訂）」では、年間 3 校の改築を進めるとしている。また、この間、耐震改修や 35 人学級化、児童数増加への対応、建物の改修周期を見直したことにより、同時期に多くの改修工事を行う必要がある。今後、学校施設の改築及び長寿命化、周期的な改修等に係る業務量が急激に増加することが見込まれる。

こうした中、近年 PPP（公民連携）の事業手法により公共施設に関する課題解決を図る取組みが全国的な広がりを見せており、包括施設管理委託を導入する自治体も増加傾向にある。

このような背景から、本区においても公共施設の総合的かつ計画的な管理の実現手法の一つである包括施設管理委託の導入について、令和 5 年度より検討を開始したところである。

(4) 業務の内容

本業務は、以下の事業内容とする。詳細は、実施要領等（公募型プロポーザル実施要領、仕様書（案）、評価項目・審査基準、既存の業務仕様書、その他参考資料等をいう。以下同じ。）公表時に示す。

① 事業方式

複数の施設の維持管理業務を包括的に実施する包括管理業務委託方式とする。

② 契約期間

全体契約：契約締結日～令和 13 年 3 月 31 日（5.5 年間）

※契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを継続的な契約締結の条件

とする。

＜全体契約の内訳＞

ア 準備期間 契約締結日～令和8年3月31日（0.5年間）

イ 業務期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

③ 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 計99施設

小中学校（90施設）、幼稚園（8施設）、北沢中学校第二校舎（1施設）

イ 対象業務

実施業務	実施内容
マネジメント業務（不具合通報対応）	巡回点検業務、コールセンター業務
維持管理業務（保守管理・点検等業務）	建築設備、電気設備、防災設備、空調設備、昇降機、機械警備、植栽、清掃、プール保守、環境衛生、遊具点検等
修繕・改修業務	建築物及び設備等に関する修繕（見積金額が500万円未満の修繕が対象）

④ 事業者の収入等

上記イに示す各業務を行うことに対して、事業者にはマネジメント経費を加味した委託料を支払う。委託料は、物価変動や金利変動があった場合には、両者協議のうえ柔軟に対応する。

なお、契約額は概算となるため、委託料の支払いは、実績に基づく実績払いとすることを想定している。詳細については、実施要領等公表時に示す。

⑤ 契約期間中の業務内容の変更への対応

契約期間中に、大規模改修工事による施設、設備の変更に伴い、業務内容に変更が生じる場合がある。なお、この場合は、契約変更により対応する。

（5）区内事業者の積極的活用

再委託先等の事業者の選定に当たっては、区内本店事業者（世田谷区内に本店を有している者）及び区内支店事業者（世田谷区内に支店又は営業所を有している者）（以下「区内事業者」という。）を積極的に活用するものとする。このことは、事業者公募の際の評価の対象とするとともに、事業開始後については、その実績をモニタリング等で各月及び年度ごとに確認する。

（6）法令等の遵守

受託事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

2 概算経費

（1）概算事業費

約55.92億円

＜内訳＞

① 準備期間（令和7年度） 事業開始に伴う事前準備 約0.12億円

② 管理業務委託期間（令和8年度～令和12年度）

ア マネジメント業務費 約 2.16 億円（5 年間：約 10.8 億円）

イ 維持管理業務費 約 5 億円（5 年間：約 25 億円）

ウ 修繕・改修業務費 約 4 億円（5 年間：約 20 億円）

（2）マネジメント業務費の割合

プロポーザル時の評価対象となるため、他自治体の事例や個別ヒアリングの結果から、維持管理業務費及び修繕・改修業務費に対し、24%程度を見込む。

（3）その他

物価上昇の取扱いについては、選定された優先交渉権者と協議の上で設定することとする。

3 公募に関する応募条件等

（1）応募者の備えるべき参加資格要件

① 応募者の構成等

本業務の応募者の構成等については、以下のとおりとする。

ア 応募者は、包括管理業務を担う能力を有する単体企業又は複数の事業者の共同企業体（以下「JV」という。）とする。

イ JVで応募する場合は、代表構成員を1者選定すること。

ウ JVで応募する場合は、参加意向申出時に代表構成員及びその他の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

エ ウの場合において、参加意向申出後の応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、区が承認した場合は、この限りではない。

オ JVの構成員は、他のJVの応募者の構成員にはなれない。

カ 応募者は、本実施要領等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で当該公募プロポーザルに参加すること。

② 応募者の参加資格要件

応募にあたり、応募者は以下の要件を満たすこと。JVの場合には、代表構成員を含むすべての構成員がアからコの要件を満たすこと。加えて代表構成員は、キ及びクの要件を満たすこと。

ア 世田谷区契約事務規則（昭和39年規則第4号）第4条及び世田谷区指名停止基準（平成7年世経理発第221号）に基づく入札参加停止処分又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

イ 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

キ 本業務の総括責任者として、以下の全てを満たす担当者を選任できる事業者

であること。

- (a) ファシリティマネジメント若しくはビルメンテナンス等の業務責任者として、自社で通算5年以上の実務経験を有する者
- (b) 本業務に必要な技術力、マネジメント能力及び日本語が堪能で、コミュニケーション能力を有する者
- (c) 契約期間中、原則専任専属できる者（但し協議の上、やむを得ないと認められる場合は、変更可能とする。）

ク 業務遂行、緊急対応及び連絡・調整・打合せ等に関し、迅速に対応できる体制を構築するため、世田谷区内に拠点を設けること（なお、拠点設置に要する一定程度のスペースについては、必要に応じ、本区が無償で提供する。）。

ケ 応募者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

コ 本区の地域経済の循環に配慮し、公平・公正な視点に立ちながら、区内事業者（世田谷区内に本店を有している者及び支店又は営業所を有している者）を積極的に活用するよう努める事業者であること。

（2）応募に関する留意事項

本プロポーザルは、世田谷区プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、手続きを進める。

① 実施要領等の承諾

応募者は、実施要領等に記載された内容を承諾の上、応募に参加すること。

② 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

③ 使用言語、単位及び時刻

本業務の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

④ 本区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

⑤ 公正な応募の確保

応募に当たって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、契約の解除等の措置を取ることがある。

⑥ 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

本業務の提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の提案書類は、本区が必要と認める時には、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。また、応募者からの提出書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行っ

た応募者が負うものとする。

ウ 情報公開

提出書類は、世田谷区情報公開条例（平成13年条例第6号）第7条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となる。

エ 区の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、本区が提供する資料を本業務の応募の検討以外の目的で使用することはできない。

⑥ 失格要件

次の失格要件に該当する者と認められた場合は、審査の上、失格とする。

ア 上限金額を超える提案をした場合

イ 企画提案書等（以下「提案書」という。）の内容が、本実施要領の示す要件を満たしていない場合

ウ 提案書に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

エ 著しく信義に反する行為があった場合

オ 提案書の内容が、法令違反等著しく不適当な場合

カ 提案書の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

ク 提案書の提出がない場合

ケ 提案に関するヒアリングに参加しなかった場合（ただし、参加資格審査で選定外となった場合を除く。）

コ その他、本実施要領の内容に違反した場合

4 公募に伴う応募手続き等

（1）選定の手順及び予定スケジュール

日程	内容
令和7年4月中旬～下旬	実施要領等の公表 実施要領等に関する質問受付 実施要領等に関する質問回答公表
令和7年5月中旬～6月下旬	参加意向申出、資格審査申請の受付 資格確認結果通知 施設見学会、提案書受付開始
令和7年7月中旬	提案書の提出期限
令和7年8月	提案に関するヒアリング（選定委員会） 優先交渉権者の決定及び公表
令和7年9月～	打合せ等、事前準備業務契約締結
令和7年10月～	事前準備業務開始、管理業務委託契約締結
令和8年4月1日	管理業務委託開始

（2）応募手続き

① 実施要領等の公表

令和7年4月中旬頃を目安に実施要領等を区ホームページにおいて公表する。なお、公表の際は、事業費上限額等のほか、応募者には参考資料として、維

持管理業務契約実績（直近3カ年度）、修繕（軽易工事）実績、現行業務フロー図及び契約相手方一覧等の配布を予定している。

② 実施要領等に関する質問受付・質問回答公表

実施要領等に関する質問を受け付ける。提出された実施要領等に関する質問への回答は、区ホームページにて公表する。具体的な日程は、実施要領等に示す。ただし、質問を提出した事業者名や事業者の特殊な技術、事業ノウハウ等に関する事項は公表しない。

③ 参加意向申出、資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

応募者に参加意向申出書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、すべての応募者にそれぞれ通知する。参加意向申出書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細については、実施要領等に示す。

④ 提案書の受付

資格審査通過者に対し、実施要領等に基づき本業務に関する提案書の提出を求める。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、実施要領等により提示する。

5 優先交渉権者の選定方法等

（1）選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。提案の審査方法の詳細については、実施要領等公表時に示す。

（2）選定に関する基本的な考え方

- ① 提案の審査は、選定委員会を設置し行う。評価項目及び審査基準は、実施要領等と併せて公表する。
- ② 選定委員会においては、業務範囲に係る提案、区内事業者との協働・連携、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行う。
- ③ 選定委員会が事業者を選定するまでの間において、応募者のうち代表事業者及び構成事業者が参加資格要件を欠くような事態が生じた者については、選定しない。

（3）審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により、行うこととする。

① 資格要件審査

資格審査に必要な書類に基づき、応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

② 提案審査

実施要領等と併せて公表する評価項目及び審査基準に基づき、選定委員会において総合的に審査する。

③ 優先交渉権者の選定

最優秀提案を行った応募者を優先交渉権者として選定するとともに、このことを速やかに提案審査書類提出者に通知し、公表する。ただし、優先交渉権者の代表事業者及び構成事業者が本契約締結前に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、その契約候補者を失格とし、次点の候補者と交渉する。

6 責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

① 責任分担の考え方

本業務における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担し、より低廉で質の高いサービス提供を目指すものであり、受託事業者が担当する業務については、受託事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として、受託事業者が負うものとする。ただし、本区が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本区が責任を負うものとする。

② 予想されるリスクと責任分担

本業務で想定される本区と受託事業者のリスクの分担については、現時点では、「添付資料 リスク分担表（案）」を原則とすることを考えているが、今後検討を進め、実施要領等の公表までに決定する。

(2) 受注事業者の責任の履行に関する事項

受託事業者は、実施要領等と併せて公表する仕様書（案）に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

(3) モニタリングの実施

受託事業者が実施する業務に対し、学校施設に係る業務の実施状況の把握、保守管理の質の向上、業務の効率化等のため、モニタリングを実施する。

① モニタリングの方法

受託事業者が提供する管理システムを活用し、作成する業務実施計画書、報告書、維持管理マニュアル等をもとに随時モニタリングを実施するとともに、本区と受託事業者で構成する定例会議の開催等により、モニタリングを実施する。

② モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、受託事業者の負担とする。

③ モニタリングの結果等

モニタリングの結果、本業務の不履行及び要求水準の達成が不十分であると判断した場合には、改善要求、改善勧告、催告、契約解除等の措置の対象となる。

7 その他事業の実施に関する事項

本事業に関する問合せ先

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

住 所：世田谷区世田谷4-21-27

電 話：03-5432-2666

メール：SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

添付資料 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものである。

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担	
				区	事業者
開始 段階	1 公募リスク	(1)	実施要領等の内容の誤りや変更等に関するもの	○	
		(2)	応募に伴う費用に関するもの		○
	2 契約締結 リスク	(1)	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延又は締結不能		○
		(2)	本区の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延又は締結不能	○	
運用 段階 ほか 全段階 共通	3 法制度リスク（税制度以外）	(1)	本業務に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの	○	
		(2)	上記以外のもの		○
	4 税制度 リスク	(1)	事業者の利益に関わる税制の変更や新たな税の導入に関するもの		○
		(2)	消費税ほか上記以外の税制の変更や新たな税の導入に関するもの	○	
	5 物価変動 リスク	(1)	一定水準（あらかじめ合意した範囲）を超える場合の委託料の増減に関するもの	○	
	6 事業の中断・中止・ 遅延リスク	(1)	事業者の破綻等事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		(2)	区の債務不履行等、区の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	7 災害・事故等リスク （情報漏えい等含む）	(1)	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		(2)	区の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		(3)	上記以外のもの（不可抗力※）	協議	
	8 施設・物品・什器損傷 リスク	(1)	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		(2)	区の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		(3)	上記以外のもの（本区所有のものに限る。）	○	
	9 クレーム・第三者損害 リスク	(1)	事業者の業務に起因する事由によるもの		○
		(2)	上記以外のもの	○	
終了 段階	10 業務の引継ぎ	(1)	区及び次期事業者への業務及び管理データの引継ぎ		○

※区又は事業者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象によるリスクを指す。